

〔その他〕

## 新型コロナウイルス感染症に対する三重県立看護大学の取り組み

－リスク管理の観点から（2020年2月～6月）－

### Strategies to Coronavirus disease 2019 at Mie Prefectural College of Nursing － from perspective of risk management (from February to June 2020) －

三重県立看護大学リスク管理委員会

2020年度：菱沼 典子 <sup>1)</sup>	笠谷 昇 <sup>1)</sup>	小松 美砂 <sup>1)</sup>	浦野 茂 <sup>1)</sup>	永見 桂子 <sup>1)</sup>
出井 隆裕 <sup>1)</sup>	萬野 智 <sup>1)</sup>	大田 浩 <sup>1)</sup>	大森 聖子 <sup>1)</sup>	
2019年度：菱沼 典子 <sup>1)</sup>	笠谷 昇 <sup>1)</sup>	小松 美砂 <sup>1)</sup>	浦野 茂 <sup>1)</sup>	永見 桂子 <sup>1)</sup>
山本 秀典 <sup>1)</sup>	寺 春彦 <sup>1)</sup>	伊藤 誠 <sup>1)</sup>	萬野 智 <sup>1)</sup>	前山 和子 <sup>1)</sup>

#### 【要 旨】

日本において2020年1月下旬から発生した新型コロナウイルス感染症により、三重県立看護大学でも卒業式の中止、新学期は約2ヶ月の学生の出校停止が生じた。ライフラインが絶たれておらず、移動の自粛が主たる対応であり、当初の1ヶ月は、行事ごとへ対応していた。その後、大学にとってのリスクとして認識し、リスク管理委員会において、全学的な対応を検討、実施してきた。感染予防を図りつつ、教育の継続と、県民への貢献という本学の使命を全うできるよう取り組み、出校停止期間中は遠隔授業を実施した。遠隔授業のための環境整備や、新しい授業形態に取り組んだ教職員と学生の努力により、大きな遅れを生じることなく、カリキュラムを進行することができた。2月から6月までの間、リスク管理委員会で何を考え、どのように活動してきたかを振り返り、今後の感染症の発生時の対応に資するよう、記録として残すこととした。

【キーワード】 新型コロナウイルス感染症 大学 リスク管理 教育の継続

#### I. はじめに

横浜港に入港したクルーズ船、ダイヤモンドプリンセス号での発症が報道された2020年1月下旬から、新型コロナウイルス感染症 (coronavirus disease 2019、以後COVID-19と略す) の拡大が、日本においても課題となり、本学では、2020年2月から6月にかけて、通常と大幅に異なる体制を取るようになった。

『実体がわからない新興感染症に感染する可能性』という危険 (災害) であり、地震、豪雨等の災害とは異なり、土地・家屋の破壊はなく、ライフラインにも支障はなく、感染予防のために、移動の自粛すなわち

自宅での自粛生活が、主な対応策であった。

COVID-19の感染拡大と予防策は、世界中に健康課題と経済的危機をもたらし、誰もが経験のない事態に、それぞれが対応する体験であった。今後起こり得るCOVID-19の感染拡大の第2波、第3波に備えると同時に、これからの個人や社会の在り方を考え、本学の教育変革、危機管理体制を整えるために、また災害看護学、感染看護学の資料となることを願って、本学の取り組みを記録に残すこととした。

#### II. 計画通りにいかない？！

1月末からCOVID-19のニュースは入っていたも

1) Michiko HISHINUMA, Noboru KASATANI, Misa KOMATSU, Shigeru URANO, Keiko NAGAMI, Takahiro DEI, Satoshi MANNO, Hiroshi OOTA, Satoko OOMORI, Hidenori YAMAMOTO, Haruhiko TERA, Makoto ITO, Kazuko MAEYAMA : 三重県立看護大学

の、地域性のある新興感染症か、自分たちに関わってくる感染症かがわからず、2月のはじめまでは、言ってみれば他人事だった。学内では、3年生の公衆衛生看護学の実習のみが実施中で、他学年は定期試験も終わっており、学生はほぼ通学をしていなかった。

## 1. 国際看護学実習 I

2月8日（土）の地域推薦入学試験Cは、予定通り実施した。2月13日（木）に3月に実施予定のタイにおける国際看護学実習について、担当教員から相談がはいった。学生並びに保護者から、タイへの渡航が不安であり、参加を取りやめたいとの相談があったということだった。その時点での選択肢は3つ、実施、延期、中止であった。

履修学生、マヒドン大学に、延期の可能性も含めて意向を確認したところ、行きたいという学生がいる、マヒドン大は中止していない、と言う状況だった。延期については、日程的に困難であることがわかった。

タイにおいても、日本においても、3月の感染状況を予測はできなかったが、既にタイでは入国の際に発熱があれば、2週間空港に待機させられるという情報があった。日本を出る際に発熱していなくても、タイ到着時に発熱があれば、実習にもいけず、知らない場所で留め置かれることになる。また帰国後、2週間の自宅待機をすると、4月以降の履修に影響する。この2つは、学生にとってリスクが高いと判断し、中止を決定した。正規の科目を中止することは、単位を取得できないという大きなデメリットをもたらす。これを学生・保護者に説明して納得を得ることと、既に支払った渡航費用をどうするかが、次の課題であった。大学が中止を決定したことから、大学が支払うことを検討し、学生にも伝えたが、今回は、国の感染予防対策との関連で、旅行社より全額が返還された。

これをきっかけに、学生の春休み中の渡航について、渡航届の徹底と、渡航先の危険レベルによっては渡航を控えるよう、2月17日（月）に教務学生課からメールと学生掲示板で注意を喚起した。渡航届を見たところ、予定通りに渡航した場合は、渡航後2週間の自宅待機によって、卒業式に出席できない、あるいは新学期に出席できない学生がいることがわかった。

## 2. 入学試験

前期日程の入試において、ある大学でCOVID-19感染者への追試験を実施するという、ニュースが流れた。この追試験は、入試当日、発熱やかぜ症状があつて棄権した場合、後日COVID-19と診断がつけば追試があり、そうでなければその機会はないというものであった。これは、受験生を余りにも迷わせる話であり、来校できる程度の症状ならば、来るだろうと予測された。入試委員会の検討を元に、2月25日（火）の前期入試は予定通りに実施すること、受験生により一層の体調管理を呼びかけ、マスクの着用の徹底、面接時もマスク着用を認めることとし、追試験は実施しないことを、2月14日（金）にHPに公表した。体調不良者に対しては、例年より念をいれて、階を区切った予備の試験会場を準備し、対応する教員を割り当てた。

2月25日（火）の試験当日は、入構前に中庭で手指消毒を実施し、マスクの着用を確認、準備していなかった受験生にはマスクを配布した。教職員もマスクを着用し、体調不良者への対応者も受付に待機したが、申し出た者はいなかった。

後期日程は3月12日（木）であった。COVID-19は2月20日（木）に学校保健安全法の第一種感染症に指定（感染者は出席停止となる定め）されたこともあり、COVID-19感染者は受験を遠慮するよう呼びかける大学が出ていた。3月3日（火）に入試委員会から同様の対応をするかどうかの相談があった。

入試委員会では、COVID-19の感染者または感染の疑いがある者に、受験を控えるよう要請した場合、受験料を返還するのcaという課題もかかえていた。COVID-19の診断がついている場合は、医療機関の管理下に置かれるので、来られないであろう。感染の疑いについて明確な判断基準がないのに、控えて欲しいというのは適切ではないと考えた。むしろ、感染者が来る可能性を考えて、感染防止策をとることを選択した。手指消毒、マスク着用、保護者控室は設けないことをHPに掲載し、当日、受験生に直面する教職員は、手袋も着用した。後期試験においても、体調不良を申し出た者はいなかった。

なお第一種感染症に指定されたことを受け、2月20日（木）に、新型コロナウイルスに感染した場合は出校停止になることを、メールと学生掲示板で学生に知

らせた。

### 3. 卒業式・修了式

卒業式について、規模縮小や中止などの報道が盛んに出されるようになった。3月15日（日）に予定していた卒業式・修了式は、すでに招待状を発送し、返事が届いている状態だった。感染の機会を減らすため、来賓には改めて出席をお断りし、お祝いのメッセージをいただき、学生に配布する案を検討した。2月25日（火）に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部から基本方針が示され、また同日文部科学省からも、「卒業式入学式の開催の考え方」という事務連絡がはいった。これらを受けて、卒業式の規模縮小（卒業生と教職員のみ）を決定し、卒業・修了予定者へメールで伝え、保護者あてにもHPに掲載した。

ところがその後2月27日（木）に、国の対策本部から、全国の小中高校の臨時休校要請が発せられ、翌28日（金）に三重県でも3月は休校とする判断が示された。これを受けて、卒業式・修了式は中止することにした。学生には教務学生課よりメールで一報をいれ、3月2日（月）に学長から、状況説明と医療人として気をつけて欲しいことについて、メールを送付した（資料1）。

卒業式・修了式の中止と同時に、学生の謝恩会委員会が謝恩会の中止も決定し、大学後援会の理事会も中止となった。卒業生に対しては、「祝卒業」の立て看板を設置し、個々に学位記を取りに来学してもらった。海外渡航をした学生には、2週間自宅待機をし、感染をしていない状況を確認してから出校するよう要請した。学生には学位記と一緒に、学長からの饞のメッセージ、鈴木三重県知事からの祝辞を渡した。なお、学長祝辞、来賓からの祝辞、教職員からの祝辞、また学生が準備していた謝恩会用の写真等をDVDにまとめ、卒業アルバムと一緒に送付する予定とした。

### 4. 就職活動講座、大学院FD等の中止

3月5日（木）に予定していた3年生への就職活動講座は、学生委員会で中止を決定した。また3月6日（金）に予定していた大学院FDも、研究科教学小委員会とFD委員会で、中止を決定した。

4年生の選択科目助産論Ⅰについては、選択者数が少なく、密にならない学習環境を取れることから、開

講をした。

大学という場合は、年間計画で動き、通常大きな日程の変更は発生しない。今回、変更、延期ではなく、学事行事を中止するという、前代未聞の状況になったが、2月末までは、個々の案件について、業務にかかわる教員、担当委員会、担当課と、学長、事務局長との臨時の会合で決定する方式であった。

2019年から始めていた学長から教職員への便り（学長室便り）では、3月3日（火）に初めてCOVID-19関連の内容となったことにみるように（資料2）、2月中はまだ大学全体のリスク管理の観点が薄かった。

## Ⅲ. これは災害だ！

3月からの小中高校の休校決定を境に、個々の事案への対応ではなく、大学としての組織的取り組みをすべく、リスク管理委員会がその任を負うこととなった。本学のリスク管理規程（平成30年11月策定）では、危機対策本部の設置も可能であるが、学内に感染者が発生しておらず、あくまでも予防の観点であり、通常業務が進行している中であることから、リスク管理委員会が他委員会等と連携しながら取り組むことが適切と判断したものである。

COVID-19が健康課題であることから、健康管理室保健師にリスク管理委員会への出席を依頼した。3月11日（水）に臨時リスク管理委員会、同26日（木）定例リスク管理委員会、同31日（火）に臨時リスク管理委員会を開催した。2020年度4月からは、リスク管理委員会を毎週火曜日に定期的に開催し、6月25日現在、臨時開催も含め14回の会議を開催している。

### 1. 新学期を始めるか

卒業式と同時に入学式についても、縮小、中止、延期等の各大学の取り組みが報道されていた。本学では、4月1日（水）からの新学期のオリエンテーションを開始し、4月2日（木）予定の入学式については、規模を縮小して実施することとした。災害時に、可能な限り本来業務を遂行する業務継続計画の考え方に則ったものである。この方針を、3月11日（水）に教職員へ知らせた（資料3）。

3月になって、国や県の会議が中止や書面会議、またWeb会議となり、社会の在り方が明らかに変化していった（資料4）。また、3月下旬に予定していた伊

賀市立上野総合市民病院との連携協定の調印式についても、延期になった。

新学期を始めるにあたっては、感染防止策をどのようにとるか、また学生に感染防止策を徹底させられるかは、大きな課題であった。近隣大学では、新学期を全て遠隔授業にするところもあり、400人と小規模の本学では、感染防止対策の徹底に目が行き届くのではないかと期待した。感染防止対策として、個々人の健康管理（体温測定）、学内において3密（密閉、密集、密接）にならない環境の保持（教室、食堂、学生ホール等）、マスクの着用、手指消毒などを検討し、3月27日（金）に学生・教職員に〈新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策及び対応について〉と題する相当量の資料を、メールで配信した（資料5）。

小中高校の休校要請は春休みまで、新学期については未定、国では緊急事態宣言を出すとの予告が頻繁に発せられていた。もし、緊急事態宣言が発せられた場合は、本学も休校対応となることから、それを想定した対応方針について、3月31日（火）に教職員にメールを送った（資料6）

## 2. 臨地実習はできるのか

新学期を始めた場合、5月から6月にかけて予定される4年生の総合実習をどうするかが課題であった。実習小委員会で大学や学生がとるべき対策を洗い出し、実施するにあたっての健康管理、感染予防策を作成した。実習小委員会から、4年生、教職員にこの取り組み予定を周知した。

## IV. 第一のミッション：教育の継続

4月1日（水）からオリエンテーション、健康診断を開始し、2日には入学式を行った。体温を測っているか、手指消毒ができていないか、マスクを着用しているか、教務学生課が教室前でチェックをし、1日は4年生のオリエンテーションから始められた。体温計測をしてこない学生がかなりおり、にぎやかに接近して話す、椅子を移動して距離を詰めるなど、感染防止策の徹底には困難を感じた。

2日（木）は講堂において入学生のみ入学式を、短縮プログラムで実施し、鈴木三重県知事の祝辞は書面にして配布した。1年生のオリエンテーションは、例年のプログラムより短縮し、さらにプログラムを変

更して、学内のメールシステムへの登録を行った。教科書の販売も早め、出校停止になった場合でも、自宅で勉強ができる準備を進めた。

一方国の緊急事態宣言については、発出は秒読み状態となっていた。週末にかかるため、4月3日（金）にリスク管理委員会を開催し、国の緊急事態宣言を待たずに、6日のオリエンテーション・健康診断を終えたところで、4月7日（火）から出校停止とすることを検討した。対面での授業は実施しないが授業は開始し、予定通りに単位が取得できるようにカリキュラムを進めることとし、教務委員会、研究科教学小委員会を臨時に招集して意見を聞いた。両委員会の賛同を得たので、教職員に伝え（資料7）、関係委員会が対応策の協議にはいった。

### 1. 学生の出校停止、教職員の移動の自粛

4月6日（月）に、学年毎に学長から4月7日（火）から5月5日（火）（6日は講義日になっていた）までの出校停止を発表し、説明を行った（資料8）。チューターから週2回学生に連絡を入れ、安全確認、健康確認の他、突然の慣れない自宅学習について、相談に乗る体制を整えた。また、遠隔授業に係る学内の環境が十分整っておらず、受講する学生側の通信環境もわかっていなかったため、基本はメールで自己学習の課題を出す方法をとった。動画配信などは、個々の教員の工夫に任せたが、学生全員に届くことを条件とした。教科書・参考書については、生協の協力を得てMicrosoft 365のFormsと宅配便を用いた販売を行い、学習に支障の出ないようにした。移動の自粛（帰省も含め）やアルバイトの自粛（生活の困窮している場合は除く）など、生活上の注意や健康管理について、細かく通知した。帰省については、約1か月間を一人でずっと過ごすことのストレスの方が大きいと判断し、16日に（木）に教務学生課より、帰省する人は早めに移動するようメールを出した。

国の緊急事態宣言は4月7日（火）に発せられ、4月8日から5月6日までの外出自粛要請となった。この時点で自動的に、本学の出校停止期間も5月6日までとなった。大学が休みになるという危機的状況になったため、COVID-19の説明を含めて、4月9日（木）に学生・院生に学長からメッセージを発信し（資料9）、教職員にも配信した。

出校停止に伴い、総合実習を医療現場で行うこともできなくなり、学内演習への変更について、教職員へ通知し（資料10）、実習小委員会ではその準備と学生への周知をおこなった。

出校停止期間中、授業以外で大学と学生・院生のつながりを持ち続けることが必要と考え、教員からの所感を学生に伝える「夢が丘たより」を継続した。15日（資料11）、17日（資料12）に学長から、その後は教員がリレー式に回し、6月の出校停止解除をもって第12回で終了した。

4月20日（月）に三重県緊急事態措置が発表され、さらなる外出の自粛が要請された。そこで学内の会議は、メール会議またはWeb会議を原則とし、不急のものは休会とする、在宅勤務をより進めることとした。4月の法人会議（理事会、経営審議会、教育研究審議会）も、書面会議とした。また厚生労働省からの地域での看護活動への協力と、感染防護具等の物資提供の依頼があったことを周知した（資料13）。

出校停止と同時に、図書館の学外者の利用は中止した。教職員と公共交通機関を使わない院生の利用に限り、開館時間を短縮して運用した。健康管理室は電話での相談等は通常通りとし、カウンセリングについては予約制で継続した。事務局においても座席の間に衝立を設けるなどの対応を行うとともに、5月以降は、空いている会議室等に分散して業務をする体制をとった。

## 2. 出校停止の延期と遠隔授業

4月から5月にかけての大型連休中に、国の緊急事態宣言が延期されるかどうか、関心の的であった。1か月の出校停止は、教員が教育方法を考えるきっかけになった。対面授業が当たり前であった教育現場は、対面であれば教育目標に到達できるという保証はないのに、そう思っていたことに気が付いた。また同時に、道具や機材を使うため、対面が必要な内容があること、対面で行うグループ討議等の意義も考え直すことになった。新たな状況下での教員の工夫や意見を、学生部長がメールで収集し、資料レポート管理システムについて、再度周知や改善をはかる等、対応した。

出校停止が延期されるならば、遠隔授業を取り入れて、教育方法にさらなる工夫が必要になる。大学で用いるシステムとして、本学のネットワークシス

テムで使用しているマイクロソフト社のMicrosoft Teamsを採用することを決定した。FD委員会が急遽Teamsの講習会を、Teamsを使って行い、SE室がTeamsの支援ができる体制を整えた一方、学生の通信環境調査を、4月の最終週にメディアコミュニケーションセンターが実施した。その結果、パソコンを持っていない、Wi-Fi環境がない、通信料がかかる等、課題が明らかになる一方、全員が通信可能な状況であることも確認できた。調査結果は教員に配信し、学生には通信各社のサービスについて紹介した。Webを使ったグループや配信資料の増加が見込まれ、メディアコミュニケーションセンターから遠隔授業に係るグループ等の命名規則も決定配信した。県において、国の交付金を活用しCOVID-19に関わる新たな予算措置が講じられるとのことで、今後の遠隔授業や在宅勤務の環境整備について県に要望を行った。

学生にとっても教職員にとっても、連休前に、連休後の授業体制の見通しを持っておきたいと思うのは、当然なことである。連休に入る前日28日（火）に、5月6日に緊急事態宣言が解除された場合は、改めて登校開始日を設定すること、継続の場合は、出校停止も継続することを予告した（資料14）。

結局、国の緊急事態宣言は5月末まで延期された。そのため、出校停止も5月一杯続くことになり、遠隔授業が本格化した。5月7日（木）にこれを周知し、国の緊急事態宣言ならびに三重県緊急事態措置の動向による、6月以降の対面授業の進め方を予告した（資料15）。

## 3. 出校停止の解除

5月14日（木）に国の緊急事態宣言の対象区域指定から三重県は解除され、翌15日（金）に県の緊急事態措置も解除された。これに伴って、5月一杯で出校停止は解除し、6月1日より分散登校、15日より全員登校にすることを決定し、県に報告の上、16日（土）に学生、院生、教職員へ通知した（資料16）。健康管理面での約束事の決定、通学時の公共交通機関の混雑を避けるために、時間割をすべて2限からに変更、教室、座席の使い方等、教務委員会で検討し、＜出校停止解除に向けた授業等の対応について＞を教職員と学生それぞれに通知した（資料17、18）。

なおこの時点で、緊急事態宣言の対象区域に指定さ

れている区域からの通学者について、慎重に検討した。居住地から移動の自粛要請を受けながら、大学から出席を求められるのは、学生に負荷が大きい。5月末までに解除されなければ、宿泊施設を提供することも含めて、学生及び保護者と相談をしたが、最終的には指定が解除され、通学が可能になった。

分散登校に向けて、学生へのフェイスシールドの配布を決定した。また健康管理室からも、健康チェック等の再度の注意喚起をメールで行った。事務室では、学生カウンターに透明のビニールシートの仕切りを設置した。

5月28日（木）に、出校停止の解除と自宅での学習への支援に対する感謝を伝えるため、保護者あての文書をホームページに掲載した（資料19）。また、本学独自の修学支援基金の運用を検討し、令和2年度の緊急事業として緊急学生支援の制度を設けた。一つは生活支援給付金、もう一つは緊急支援一時貸付金である。生活支援給付金は、学部学生が加盟している生活協同組合のカードに、一律5,000円をチャージすることにより給付した。教科書代、昼食代等に充て、これをもって学生が遠隔授業で負担した通信料等の一部を軽減する支援とした。緊急支援一時貸付金は、無利子の10万円の貸付制度である。国、県からの様々な奨学金制度については、その都度全学生にメールで周知し、5月に決定した日本学生支援機構の「学生支援緊急給付金」については、手続きが終わっている。

#### 4. 対面授業再開

分散登校では、はじめに2か月の自粛生活の体験を共有する時間を設け、その後授業に入った。特に1年生は、はじめての顔合わせといってもよく、オリエンテーションを含めた時間をとった。

1週目は、4年生が学内プログラムに変更した総合実習を行った。その後課題となったのは、4年生の助産学実習であった。当初の予定は6月からであったがこれは延期し、7-8月を検討した。しかし、社会が動き出して感染の状況がどう変化するかわからないこと、また公共交通機関を使用する学生が新型コロナウイルスを持っていないという保証ができないことから、一旦見合わせることにした。これに続き、後期からの臨地実習について、実習小委員会で大学としてとれる感染予防策を検討し、実習病院と相談を開始した

ところである。

実習については、2月28日に文部科学省ならびに厚生労働省から、実習場の変更、時期の変更、代替プログラムを認め、各教育機関の責任で単位を出す（到達目標に達したと認める）ことができれば、国家試験受験資格を認めるとの通知が来た。同様の内容の通知が、重ねて6月1日ならびに6月23日にも発出されており、本学でも実習の実施の可能性、代替プログラムの両方を探っているところである。実習の代替プログラムを視野に入れて、シミュレーション教材の充実を図るため、各領域の希望を聞き、予算委員会において目的積立金を使用する計画も進めている。

学内の会議については、授業の関係で3密を回避できる会議室が確保できない教育研究審議会は書面会議としたが、他は3密にならない場所を確保しながら、対面で開催を始めた。

#### IV. 第二のミッション：三重県への貢献

本学の第一のミッションは教育であるが、もう一つのミッションは、設置団体である三重県の保健医療ならびに県民への貢献である。そこで、まず、地域交流センターで何ができるかを検討し、自粛生活で課題となっている子育てと高齢者へのサービスを、5月7日より「子育て応援ダイヤル」と「高齢者健康支援ダイヤル」として開設した。これらの活動は、子育て応援ダイヤル2件のほかは活用がなく、サービスは一時休止している。

また、県からは、COVID-19の軽症者用宿泊施設での看護支援と、保健所での電話相談の支援の要請があった。学内で希望者を募り、各領域で調整を図ってもらい、要請に応えられる人材のリスト（19名）を県に提出した。

5月開講の認知症看護認定看護師教育課程については、入学予定者が医療機関等に勤務していることから、COVID-19により入学辞退者がいるかどうかを調査した。開講を1年延期することも視野に入れていたが、全員が入学の意思があるとのことで、予定通り開講した。入学式は中止し、授業も学部と同様、課題や遠隔授業により、進行している。

公開講座をはじめ、予定していた催しの多くは、感染防止の観点から中止や延期となっている。今後、人々が集まらないでも情報提供ができる新しい仕組み

の開発が課題となっている。

#### IV. おわりに

COVID-19の感染拡大により、卒業式・修了式は挙行できず、国際看護学実習Ⅰが中止となったが、2019年度の教育課程を終えられたこと、また、2020年度は早々に出校停止となりながら、授業は開始でき、カリキュラムを進行できたことは、誠に幸いだった。予想外となった卒業・修了と入学・新学期に、学生がそれぞれに取り組んだこと自体が、学生たちの糧になると信じている。教職員にとっては、最も多忙な年度の変わり目に、さらに感染防止と危機対応という、経験もなく、マニュアルもない中で、一つひとつ気付いたところから取り組む日々であった。本学のミッションに向かって、皆が肯定的に取り組み、今の結果を創り上げてきたことを、誠にありがたく思う。

これから起こりうる健康課題の一つに、Public health crisisがあり、その中に、新興感染症があることはわかってはいた。本学の危機管理の基本的な考え方（平成29年5月10日）の中に、健康危機として大規模な感染症発生は例示されている。しかし、本学のリスク管理の中で主に想定していた地震、津波、火災とは異なるCOVID-19が、リスク管理ならびに災害対応とすべきものだと思いつくまでに、1か月かかったことは、反省点である。今回の対応過程は、感染症災害対策マニュアルを作る過程ともなった。見えないウイルスを相手に、過度に恐れるのではなく、看護学の知識をもって適正な取り組みができることを願っている。

現在、2か月に及ぶ出校停止と遠隔授業の経験を今後活かすために、リスク管理委員会では、学生、教員、職員それぞれに、無記名の調査を実施している。また、卒業式が中止となり、COVID-19の現場に就職した卒業生に対しても、その経験を残すために調査を計画している。

これからは、臨地実習について大きな課題があり、人が集まる様々な活動は、中止、変更が続くことと予測される。今回の体験を生かして、試行錯誤を続けながら、看護学教育のパラダイムシフトをおこす気概で取り組みたい。

注：本稿は2020年6月25日現在のものである。

#### 資料

##### 1. 2020年3月2日（月） 発信者：学長 宛先：4年生 方法：メール

卒業式を目前にしながら、先週金曜日の夕刻に、卒業式中止のお知らせをいたしました。規模を縮小して行う方向で準備を始めていましたが、2月27日に政府から小中高の休校要請が発表され、28日に三重県でもその方向性が決定されました。本学は、この決定の対象ではありませんが、県立大として県の方針と合わせることにいたしました。

皆さんには、卒業式がなかったという、忘れがたい卒業になりますが、医療人として、この機会に改めて学んで欲しいことがあります。

皆さんは、4月から様々な職場、あるいは学びの場で、医療人としての一歩を踏み出します。その時点で、自分の健康状態を整えておくことが必要です。感染の機会を減らすための卒業式の中止ですが、各人で、感染防止と健康管理に努めてください。皆さん自身が感染源にならないという責任を、自覚してください。特に海外に行った人は、帰国後2週間は発熱の有無等健康状態を自らチェックし、異常がないことを確認しておく必要があります。これは、海外から戻って、2週間は日本にいる時間が確保されていなければならないということです。入職時に、海外渡航の状況、その後の健康状態について聞かれると思います。その時、しっかり答えられるようにしてください。

皆さんの晴れ姿を楽しみにしていらしたご家族には、大変残念ですが、この状況をご理解いただきたく、皆さんからよろしくお伝えください。

なお、卒業証書の受け渡しやその他の事務手続き等については、教務学生課から改めて連絡をいたします。皆さんが卒業されることを、教職員一同、喜ばしく、お祝いしたいと思っていますをお伝えします。

##### 2. 2020年3月3日（火）＜学長室便り＞ 発信者：学長 宛先：教職員 方法：メール

新型コロナウイルス感染症対策による、社会的crisisに陥っている我が国です。

大学は卒業式、助産論Ⅰを除いて、ほぼ学生がいない時期で、それなりに業務は進行していると思いますが、困惑もしておいでと思います。国際看護実習Ⅰは中止になりました。

自粛、自粛で、人が動かなくなっていますので、経済の打撃は大きいと思います。どこも空いているか、閉まっています。タクシーの運転手さんから、2時間待って一人、売り上げは半減、ローンを抱えている人は困っている、と世相を反映した話を聞いています。

卒業式も中止、学生たちの判断で謝恩会も中止、かき入れ時なのに宴会場や貸衣装、着付け等が止まってしまいました。学生には寂しい思いをさせていると思います。「私たちは卒業式がなかった」と言い続けることでしょう。ウイルスに暴露される可能性を下げたための、今回の中止ですが、卒業という節目を、形にして送り出したかったと思います。

しかしながら、現在の感染の広がりの方がわかりません。検査をすれば感染者はもっと多いでしょう。症状が出ていない若者が感染源になっている、と言いつけているのは、それを認めるからこそですね。検体数を増やしたら、イタリアや韓国のように、急増する可能性がありますよね。今の自粛体制を解除できる指標は何でしょう？

皆様におかれましては、感染予防と体力温存に努められ、新型コロナウイルスが収まるまで無事にお過ごしください。

37.5度が独り歩きしています。平熱を1度以上上回る場合が発熱ですから、平熱が35.5度の人には36.5度以上で発熱なんです。一昔前、高齢者の無熱性肺炎という言葉がありました。普段体温が低いお年寄りが、36.8度が肺炎になっていて、37度になっていないから無熱といったんですね、でも本人にとっては、立派な発熱だったわけで、無熱性肺炎という言葉はなくなりました。自分の平熱を知っていることは大事です。

### 3. 3月11日(水) 発信者:教務学生課(リスク管理委員会) 宛先:教職員 方法:メール

本日、臨時のリスク管理委員会が開催され、入学式、オリエンテーション・ガイダンス等の取り扱いをご審議のうえ、決定いただきました。

取り急ぎ概要を報告申し上げます。

#### (1) 令和2年度入学式(4月2日(木))

- ・ 式典は実施するが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点で規模を縮小
- ・ 入学生及び教職員のみ参加とし、保護者の参加はご

遠慮いただく

- ・ 例年式典後に開催していた保護者への説明会資料は、後日送付
  - ・ 入学生及び保護者に対しては、入学式の規模縮小について個別通知及びHPで周知
  - ・ 入学生の配席については、講堂収容人員を勘案しつつ、1列おき、1座席おきの着席とするなど、座席の間隔を調整
  - ・ 知事の来賓挨拶は中止。知事式辞もしくはメッセージの学内者代読、書面配付等により対応
  - ・ 入学式後の茶話会、自治会説明、サークル勧誘等は中止
  - ・ 新入生向けのオリエンテーション・ガイダンスは、入学式終了後に講堂で引き続き実施
  - ・ 入学生宣誓は実施。学歌斉唱は中止、集合写真は延期の方向で検討
- (2) オリエンテーション・ガイダンス(4月1日(水)～4月6日(月))
- ・ 実施。ただし、緊急性等を勘案の上、教務日程の遅滞を避ける観点で必要なものについての実施とする
  - ・ 学生に対する教室内での手指消毒の徹底、マスク持参等の事前に周知、換気等、対策を講じる
- (3) 健康診断(4月1日(水)～4月6日(月))
- ・ 予定どおり実施。ただし、受付の分散化、待合場所の間隔を広げる等の対策を講じる
- (4) その他
- ・ 今後も県内の感染状況等を注視し、当該方針は必要に応じ見直すこともある

### 4. 2020年3月17日(火) <学長室便り>発信者:学長 宛先:教職員 方法:メール

新型コロナウイルス感染予防の体制が続いています。大学や看護教育について、まだおしゃべりしたいことはあるのですが…なんだか場違いな感じがするので、番外編第2弾です。

先週、日本看護学教育評価機構の仕事で東京に行きましたが、東京駅も名古屋駅も新幹線も、ガラガラでした。

今回の自粛生活で、予定通りに物事が進むことは、ありがたいことだと、改めて気がつきました。もう一つ、『これまで通り』と言うだけで続けてきたことを、見直す機会だと思いました。



卒業式は予定通りにできたら良かったのに、と思っています。学生にも職員にも、卒業式の代替となる方法や手続き等を考え、新たな手順を決めて実施することの方が、大変です。と同時に、学生を送り出すのに「式」がはたして必要なかを考えました。高校卒業のとき卒業式がなく、事務室に卒業証書を取りに行った記憶があります。卒業式がなかったよねえ、と未だに話題にはなりますが、卒業式があれば良かったのには思っていないのです。学生にも卒業式の1日より、4年間の中味があれば十分、という気がします。

3月に予定されていた文科省等の会議は、中止かWeb会議あるいは書面会議になりました。交通費と時間をかけて移動しなくても、用が足りる会議が一杯あったんだなあ。なくてもいい会議があったんだなあ。これが実感です。今後、会議の持ち方は変わらっしゃうね。

逆に、実際に集まる必要があるのは何か、が問われます。教職員の送別会も、歓迎会も中止となりました。これは集わなければ意味ないですね（Webではできない）。4月からの授業はどうでしょう？ いろいろな場面を思い起こして、これは不要、これはWebでOK、これは集うべし、と分けてみると、働き方改革につながりそうです。コロナの自粛生活から、せめてそれくらいの良き置き土産を得たいものです。

**5. 2020年3月27日（金）発信者：リスク管理委員会 宛先：学生・院生・教職員 方法：メール**  
＜新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策及び対応について＞

本学では、3月27日現在、4月1日からの新年度を予定通り開始したいと考えています。新型コロナウイルス感染症の拡大・終息に関しては予想が立たないため、現在の三重県の状況から、授業が可能と考えました。ただし今後の状況の変化によって、変更する可能性があります。

授業開始に向かって、新型コロナウイルス感染症に対する予防ならびに対応について、健康管理室、学生委員会、教務委員会、大学院教学小委員会でそれぞれ検討し、リスク管理委員会で取りまとめましたので、熟読の上、徹底していただけるようお願いします。

感染を受けないための予防と、感染者になった場合に他へ広げないという2点に、できる限りの対策を講

じ、本学のメインである教育事業の継続に努めたいと思います。不便、不自由も伴いますし、予定外の休みを取る必要が生じることも起こり得ますが、お互いに信頼尊重し、この事態を乗り越えてまいりましょう。本学全体が感染看護と災害看護を学ぶチャンスと、積極的な受け止めをしたいものと思っています。

## I 日常の健康管理について

- (1) 学生及び教職員は、自身で健康チェックを行うこと
  - ・毎朝、登校前（出勤前）に体温を測定し、記録しておく。
  - ・学生には、チラシ「新型コロナウイルス感染症の予防について」を配付するとともに、注意喚起のポスターを掲示する。
  - ・登校後に体調不良となった場合は、早めに健康管理室に行き、対応について相談する。
- (2) 海外渡航をした場合は、帰国後2週間は大学には登校せず、健康チェックを行うこと。

## II 感染症の発生を予防するために

### 1 学内の感染予防対策について

#### (1) 接触感染の予防

##### ○手洗いと手指消毒の徹底

- ・学内への入場口に手指消毒液を設置し、手指消毒を行う。
- ・学生が使用する教室の外に手指消毒液を設置し、入室前に手指消毒を行う。
- ・食事前には手洗いおよび手指消毒を行う。

#### (2) 飛沫感染の予防

##### ○咳エチケットの徹底

- ・咳などの症状がある場合は、マスクを着用し、咳エチケットを行う（マスクの表面には触れず、マスクを外す際にはゴムやひもをつまんで外す）。

##### ○密集した空間をつくらず換気をする

- ・休憩時間には全ての窓・ドアを開け換気する（寒暖差に対応できるよう衣類で調整する）。
- ・密集した空間では、2 m程距離をあける。
- ・学生は昼食を以下の場所できり、会話を控え、長時間滞在しないよう心掛ける。

- ① 学生ホールは食堂利用者のみ使用し、4名掛けテーブルは2名、6名掛けテーブルは4名の使用

とする（学生ホールに荷物を放置しない。放置した場合、教務学生課で保管する）。

- ② 売店でのご購入や持ち込みの昼食は、大講義室、多目的講義室、中講義室1～3
- ①②のいずれかでとる（1机に2名の使用とする）。

## 2 学生に対する注意喚起

- ・換気が悪い密閉空間や、人が密集している場所、近距離での会話や発声を避ける。
- ・公共交通機関利用時はマスクを着用し、車内での会話を慎む（特に、混雑しているバス内では不要な会話を控える）。
- ・アルバイト、サークル等への参加は自粛する。
- ・不要不急のイベントの開催は自粛する。やむを得ずイベントを開催する場合は、開催の必要性について検討し、風通しの悪い空間を作らないなど、イベントの実施方法を工夫する。
- ・不要不急の外出は控える。

## III 学生・教職員に感染を疑わせる症状が出た際の対応

### 1 発熱や咳などの風邪症状がある場合

- ・登校（出勤）はせず、自宅療養とする（自宅療養の場合は診断書の提出は不要とする）。
- ・発熱を含め局所あるいは全身症状が強くない場合は、自宅で安静にして様子を見る。
- ・毎日2回（朝・夕）体温測定を行い、体温や病状等を記録しておく。
- ・症状が悪化し、かかりつけ医を受診する際は、マスクを着用し受診する。
- ・学生は教務学生課（教員は領域長、職員は所属長）に電話で、欠席する旨を連絡する。電話をうける際は、次のことを確認しておく。
  - ① 発症までの症状の経過に関する情報（いつからどんな症状があったか？熱がいつから、どの程度まで上昇したか？受診の有無、解熱剤など服薬の有無等）
  - ② 発症前の行動（イベント、旅行、研修、会議などの出席状況）
- ・不要不急の外出は控える。
- ・体調が完全に回復した後2日間程度（発症から4日間程度）は自宅待機が望ましい。
- ・医療機関を受診した場合は、主治医に登校・出勤の

可否を確認する。4日以上症状が続く等により受診した場合は診断書をもらい、診断結果を教務学生課（教職員は領域長もしくは所属長）に電話で報告し、体調が回復し登校（出勤）した際に提出する。

## 2 次の症状がある場合

- ・病状が回復せず、下記症状がある場合は、登校（出勤）せずに、「帰国者・接触者相談センター」に電話をし、指示を受ける。

○風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）  
○強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。なお、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方は、上記症状が2日程度続く場合。

- \*「帰国者・接触者相談センター」は、居住地を管轄する保健所が窓口となっている。
- \*センターに相談した結果、かかりつけ医への受診を勧められた場合は、かかりつけ医に電話をし、受診可能時間を確認する。受診する際は、必ずマスクを着用する。
- \*病状、濃厚接触者の有無、海外渡航の有無、地域の感染拡大状況等により、感染症指定医療機関への受診を勧められた場合は、マスクを着用し、指定された交通手段で、指定された医療機関を確実に受診する。
- \*学生（教職員）は教務学生課（領域長もしくは所属長）に電話で、相談結果及び受診した結果を連絡する。

## 3 学校感染症と診断された場合（学生の場合）

学校感染症と診断された場合、直ちに教務学生課にその旨を連絡する。出席停止期間が明記された診断書または学校感染症による出席停止及び登校許可証明書を添付のうえ、欠席届を教務学生課に提出する。

教職員の場合は、直ちに領域長もしくは所属長に報告する。

## IV 学生・教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の大学の対応

### 1 学生（教職員）は治療に専念すること

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法施行規

則が改正され、第一種感染症と指定されたことから、完治するまで出席停止となるため、登校・出勤はせず、治療に専念する。

2 指定感染症の届出から疫学的調査の実施について  
感染症法改正により、医師は新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、新型コロナウイルス感染症と診断した場合は、直ちに管轄する保健所を通じて知事に届出することとされている。このことを受け、保健所は積極的疫学調査を行い、感染源の推定、濃厚接触者の把握と適切な管理を行うこととされている。大学は、保健所等の指示のもと、疫学的調査に協力する。

### 3 保健所が実施する積極的疫学調査への協力等

#### ○積極的疫学調査の対象選定と調査の実施

・保健所指導のもと、疫学的調査の対象者が選定され、行動調査等が行われる。その場合、患者との接触者リストを作成する必要があることから、学生氏名等の名簿を保健所に提示することになる。

\*「令和2年3月12日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡積極的疫学調査実施要領について（周知）」に詳細が掲載されているため参照すること。

#### ○濃厚接触者への対応

・濃厚接触者は検査結果が判明するまで、自宅待機とする。  
・自宅待機中の注意事項は、厚生労働省ホームページ「ご家庭に新型コロナウイルス感染が疑われた場合家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」を参照すること。

#### 〈濃厚接触者とは〉

○「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。  
・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者  
・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者  
・患者（確定例）の気道分泌もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者  
・その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に

判断する）。

### 4 学内の共有部分等の消毒

○手で触れる共有部分を消毒する。

・ドアの取っ手、ノブ、机などの共用する部分を0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）で拭いた後、水拭きするか、アルコールで拭く。

・トイレや洗面所の清掃はこまめに行う。清掃は市販の家庭用洗剤を使用し、すすいだ後に、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムを含む家庭用消毒剤を使用する。

○ゴミは密閉して捨てる。

・感染者が鼻をかんだティッシュなどにもウイルスがついているので、ビニール袋に入れ、密閉して捨てる。

○消毒後は、直ちに手洗いをする。

### 5 その他

○学生に説明し、調査の協力を求める。

○濃厚接触者の範囲にもよるが、学生や保護者への説明が必要となる場合があるため、保健所と相談する。

○学校医、産業医に報告する。

## V 講義等に関する対応

### 1 学部

(1) 受講生が50名以上の講義は、大講義室、多目的講義室（スクール形式で固定）、講堂を使用し、1テーブルに2名着席する等、学生が接近しないようにする。

(2) グループワークは近距離で会話することから感染リスクが高いため、実施する場合は実習室5を使用し、十分配慮して実施する。

(3) 講義時は教員も可能な範囲でマスクを着用する。

(4) 講義中も状況に応じて換気を行う。

(5) 演習時には全員がマスクを着用し、実施前には非接触式体温計を用いて体温測定を行い、実施中の換気、実施後の清掃を徹底する。

(6) 臨地実習について、実習先から実習受け入れ不可・実習中止の指示があった場合、該当する学生については学内で代替プログラムを実施する。

## 2 大学院

- (1) 受講生が8名以上の講義は中講義室1を使用し、他の講義室や演習室等を使用する場合も学生間の距離を適度に保ち、適宜換気を行う。
- (2) 個別対応の場合は、スカイプ等を用いたWeb授業も検討する。
- (3) 県外から通学する大学院生については、通学手段や居住地の感染状況を確認する。
- (4) 演習は科目責任者の責任の元で、留意して実施する。
- (5) 臨地実習は時期を変更できる場合は、感染の状況をみながら検討し、代替プログラムが必要な場合は指導教員を中心に領域内で検討する。

## VI 新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務、業務等の取扱いについて

### 1 罹患等における取り扱い

#### (1) 体調不良の場合

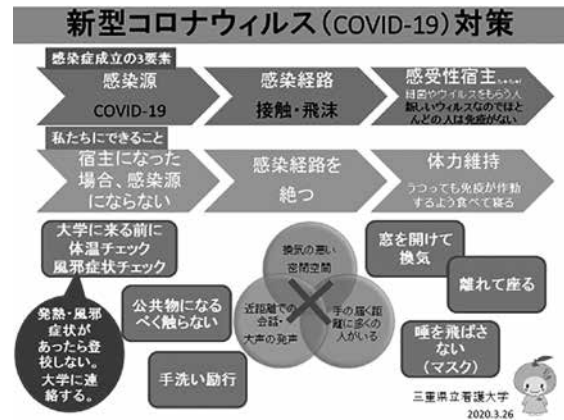
- ・熱があるなど体調不良の場合は、無理をせず原則「休む」こととする。一病気の場合は「病気休暇」、それ以外は「年次有給休暇」を取得

#### (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

- ・罹患が判明した場合は、直ちに大学に報告する。
- ・2次感染や感染拡大を防ぐため、大学として、濃厚接触者や行動履歴等を早急に確認する。また、県当局の指示に沿って必要な措置を行う。
- ・大学の休業等については、文部科学省の通知に沿って、県の所管部局等と協議の上決定する。

### 2 業務関係等（今後の状況により適宜見直す）

- ・授業や実習等については、文部科学省及び厚生労働省の通知に沿って対応する。
- ・裁量労働制対象教員は、本人からの申告に基づき、業務内容に応じて在宅勤務を認めることとする。
- ・出張について、海外出張は原則禁止、国内出張も当面見合わせるものとする。県内出張は当面可とするが、不要不急のものは取りやめるものとする。
- ・感染リスクを防ぐため、海外旅行は当然のこととして、私的な旅行についても差し控えるものとする。



(同時配信した図は最終頁に掲載した。)

### 6. 3月31日(火) 発信者：リスク管理委員会 宛先：教職員 方法：メール

新型コロナウイルス感染症に伴う、今後の方針について、リスク管理委員会で検討しましたので、お知らせします。

現在は、新学期を感染防止対策を講じたうえで、明日からオリエンテーションを開始予定です。

しかし今後、1) 国から緊急事態宣言が出た場合、2) 三重県の小・中・高校の休校が決定した場合、いずれの場合も、学生の登校を停止することとします。

この場合でも、開講を延期せず、学生が単位を取れるようにしたいと考えます。学生との対面での授業を中止し、各担当教員が課題を出して、自宅での自己学習による勉学をしてもらいます (Web配信も検討しましたが、本学のシステムでは直ちにできないので)。ただし、演習・実習については、通学が可能になったのちに、実施することとします。

取り急ぎ、以上をお伝えします。

教員の皆さんには、自己学習となった場合の課題等も、検討を始めていただき、国民皆が不安定な状況の中ですので、お互いに助け合っていただきたく思います。もし、自宅学習に切り替える場合は、改めてご連絡します。

### 7. 4月3日(金) 発信者：リスク管理委員会 宛先：教職員 方法：メール

本日よりリスク管理委員会において、4月7日から4月末日 (実質5月5日) まで、学生の出校を停止することを提案し、教務委員会、大学院教学委員会と協議の

上、決定しました。

国の緊急事態制限、三重県の小・中・高校の一斉休校の場合は、授業を停止するとお伝えしていましたが、今回、これらには該当していません。しかしながら、公共交通機関を使用して通学する学生が多数おり、この経路での感染が危惧されること、また学生の感染予防を担保することが困難と判断しました。

つきまして、6日のオリエンテーションは実施し、7日の授業開始以降は、自己学習による勉学となります。

その詳細については、別途、教務委員会、大学院教学小委員会からお届けします。

取り急ぎ、お知らせします。

### 8. 4月6日（月）発信者：学長 宛先：学生・院生 ならびに保護者 方法：学生へ学長より対面で説明 の上配付、メール

<新型コロナウイルス感染症の流行に伴う学生の登校停止及び対応について>

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、4月7日から5月5日まで、学生の登校を停止することとしました。通学経路における感染の危険を避けること、学内での集団による感染の危険を避けることが目的です。

4月7日から授業は開始し、下記方法で、各科目担当者からの課題を自宅にて学習することとします。皆さんが勉学を続け、予定通りに単位取得が出来るよう、計画しています。学生便覧・教科書・シラバスを必ず持ち帰り、勉学に勤しんでください。環境が違う中での学習となり、教職員にも新しい経験です。困ったときはお互いに連絡し合い、この状況を乗り切りたいと思っています。

#### 1. 健康管理について

- ・毎朝、体温を測定し、配布した体温チェック表（黄色）に、行動（あれば症状も）と共に、毎日記入する
- ・配布した「新型コロナウイルス感染症の予防について」をよく読み、手洗いと咳エチケットを徹底する
- ・健康管理室から定期的にメールで情報提供を行うため、必ず目を通し、不明な点があれば連絡する
- ・発熱等の症状があれば、すぐに教務学生課（×××@mcn.ac.jp）にメールで連絡する（Ccにチュー

ター名を入れ、教員にも連絡する）

#### 2. 日常生活における注意点

○以下の行動は控える

- ・不要不急の外出（生活必需品以外の買い物は控える）
- ・アルバイト（生活に困窮している場合は除く）
- ・旅行（帰省を含む）
- ・サークル活動や自動車学校、コンパや宴会等への参加

○ゼミの担当教員もしくはチューターから随時メール等で連絡を行うため、必ず返信し、健康状態や、学習や日常生活において困っていること等について報告・相談すること

3. 自己学習：大学登校時と同様の学習時間を確保し、提示した課題を順次行うこと

#### 1) 課題

- ・課題は授業に相当する内容を各科目の担当教員が提示するため、指定された期日までに必ず提出する
- ・課題は、本学の「資料・レポート管理システム」もしくはメールにより提示する
  - \* 「資料・レポート管理システム」の各学年の時間割の「科目名」をクリックし、「資料ダウンロード」から課題を確認する
- ・課題の提出方法や提出期日は、教員の指示に従う
  - \* 「資料・レポート管理システム」で提出する場合は、「科目名」→「課題提出」→「提出先（1～10）選択」→「ファイルを選択」→「提出」となる。同じ提出先番号に複数のファイルを提出すると、上書きされるので注意する

#### 2) 課題を補完するための動画配信

- ・教員より動画配信の連絡があった場合は、教員の指示に従い、必ず視聴する

#### 3) 質問への対応

- ・Office365のグループ機能を活用し、課題に関する学生同士の意見交換や、質問を行う場とする
- ・担当教員へのメールでの質問も随時受け付ける

#### 4. その他

- ・公共交通機関の利用による感染拡大が危惧されるため、情報処理教室や図書館の利用は、当面控えることとする。（大学院生のみ、自家用車で来学した場

合は、図書館を利用できることとする)

- ・不明な点があれば、教務学生課 (059 - 233 - ××) に連絡すること。

看護職者を目指す学生として、  
自己の行動に責任を持ち、  
毎日、真摯に課題に取り組んでください

## 9. 2020年4月9日(木) 発信者:学長 宛先:学生・ 院生・教職員 方法:メール

それぞれ元気に、自宅での学習を進めておいでですか。

新型コロナウイルス感染症は、国際的には **Coronavirus Disease 2019**、略して **COVID-19** と名付けられています。おそらく皆さんは生涯にわたって、**COVID-19** の時、どんな体験をしたか、どんなことを学んだかを語り続けることと思います。楽しいはずの新学期に、ワイワイ騒ぐことも、グループワークで顔をつき合わせることも、実習室で技術を学ぶこともできなくなり、自らを律して勉強することになりました。特に1年生は、友達をつくる、サークルを選ぶなど、授業以外の学生生活の楽しみも横に置き、また初めて一人暮らしになった方には、周辺の地理もおぼつかない中で、どういうこと?と茫然としているかもしれません。しかし、これは私たちが特別なのではなく、世界中の人々が **COVID-19** による苦悩を抱えています。

感染症は、古来より人類にとって脅威でした。天然痘は **WHO (World Health Organization)** が、根絶宣言 (1980年) を出した唯一の感染症です。**WHO** は **COVID-19** のパンデミック (世界的大流行) の宣言を出した機関ですね。医療職には馴染みの深い機関です。偉人伝に出てくるジェンナーの話を知っていますか。牛飼いが天然痘にかからないことから、人の天然痘に似た牛痘の膿を植え付けると、天然痘を予防できるのではないかと考えて、人体実験をした話です。1798年のことで、美談のようでもあり、倫理的課題満載のようでもあります。天然痘が予防できるようになったのですから、画期的な発見でした。これが種痘 (天然痘ワクチン) として世界中で予防に使われました (後日、種痘に使われたのは牛痘ではなく馬痘だったという話です)。

ワクチンというのは、病気の原因となる細菌やウイルスの毒性を弱くしたものです。いわば軽しく病気になって、その病原に対する抗体を体の中でつくらせるわけです。こうすると、本物の病原体に感染したとき、前に抗体をつくった細胞が素早く反応して、たくさんの抗体を作り、発症する前にやっつけてしまう、あるいは軽く済む、という効果があります。これが免疫をつけるということです。免疫は疫病から免れるという意味からできた言葉です。天然痘はワクチンによる予防が世界規模で徹底し、根絶されたと言われています。

今、**COVID-19** はワクチンがないのです。人類にとっては病原となっていなかった新しいウイルスですから、ワクチンの開発に世界中で取り組んでいる最中です。人類は **COVID-19** にさらされたことがなかったので、抗体を持っていた人もいなかったのです。**COVID-19** にかかって回復された方たちは、体が抗体をつくることに成功し、抗体を持っているものと思います。

天然痘はかつて、ヨーロッパからアメリカ大陸に持ち込まれました。アメリカ大陸で暮らしていた人々にとって、天然痘ウイルスは新しいウイルスでした。多くの人々が亡くなり、アステカやインカ文明の滅亡、ネイティブ・インディアンの人口減少につながったと言われています。感染症には、人類滅亡の脅威があるのです。**COVID-19** からは回復している人々がいますから、**COVID-19** で人類は滅亡しませんよ。必ず終息するでしょう。

ウイルスは遺伝情報だけの粒子です。細菌が  $1/1000\text{mm}$  ( $\mu\text{m}$ ) の単位の大きさに対し、ウイルスはさらにその  $1/1000$  のナノメートル ( $\text{nm}$ ) の単位の大きさです。電子顕微鏡でしか見ることができない小さな小さな粒なのです。ウイルスは遺伝情報を持っていますが、他は何もなく、これを生物というか否か、皆さんも考えてみてください。栄養を取ることも、分裂することもできないので、他の生物の細胞に入り込んで、その細胞を乗っ取ってふえるのです。では細胞なら何でもいいかと言いますとそうではありません。細胞の表面に、形の違うアンテナがたくさん出ていると想像してください。このアンテナをレセプター (受容体) と呼んでいます。それぞれのレセプターにくっつく物質は、決まっています。ウイルスが使えるレセプターがなければ、細胞に入れず死滅しますが、

COVID-19のウイルスは、人間の細胞が持っている、ある種のレセプターと相性が良く、使うことができたのです。相性のいいレセプターにくっついて、そこから細胞の中に滑り込み、ウイルスは増殖して体内に散らばり、入り込まれた細胞は死滅するというようになります。個々人により、レセプターが多い・少ないの違いがありますので、同じウイルスを吸い込んでも、レセプターが少なければウイルスはあまり増えませんが、レセプターが多ければ一気に増えて重症化してしまいます。

いま私たちは目に見えないウイルスを相手にした、健康危機に直面しています。

肉眼では見えないウイルスは、通常使っているマスクは通り抜けます。私たちがマスクをするのは、自身がウイルスを持っていると仮定して、自分のせきやくしゃみ、会話の際の唾を、飛ばさないためです。医療者が感染防止で使うマスクは、もっと緻密で密着するマスクです。

私たちにできることを確実にやりましょう。まず、家の外ではウイルスを持っているかもしれない、つまり、感染源になるかもしれないという態度で、うつさない行動をとりましょう。マスクをし、密着、密集を避けてください。一方でうつされない為にも、密着、密集を避け、ウイルスが付着している可能性があるの、公共のものになるべく触らないようにしましょう。触ったときにはその手で顔や髪を触らない、目をこすらないようにしましょう。周りで咳をする人がいたら、そっと息を止めましょう。そして用事を済ませたらさっさと家に帰りましょう。

家では、ウイルスを持ち込まないぞ、という態度で対処してください。マスクを外し、手洗い、洗顔、場合によってはシャワー、洗髪もしてください。着替えもしましょう。部屋の空気を入れ替えるなど、家の中は安心な空間にしてもらいたいと思います。そして、バランスよく食べて、よく眠ってください。抗体を作る免疫系が元気に働くよう、体力を保っていることが大事です。

皆さんの自宅学習が試行錯誤しながらでよいので、一歩前進しますように。

#### 10. 4月14日(火) 発信者：リスク管理委員会 宛先：教職員 方法：メール

非常時の教育体制の中、皆さまお疲れさまです。お陰様で、現在のところ、感染者の報告はありません。

本日リスク管理委員会にて、下記の2点について決定しましたので、お知らせします。

##### 1) 学生の登校停止期間について

国の緊急事態宣言、三重県の感染拡大阻止緊急宣言、並びに愛知県緊急事態宣言が解除されるまで、登校停止を継続します。すべてが解除された後、登校開始日を改めて通知します。(従いまして少なくとも5月6日は登校停止となります。)

##### 2) 4年生の総合実習について

既に複数の病院から受け入れが不可能とご連絡をいただいています。本学としては、実習を実施する方向で準備をしてきましたが、約1か月後に感染の終息が予測できない状況であり、患者と医療者以外の立ち入りを禁止している医療機関の実情を鑑み、総合実習はすべて学内演習に変更することとします。

なお教員の皆さままで公共交通機関を使われている方は、在宅勤務を活用されるよう、ご検討ください。

また、意見交換をしながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(出校停止の延長は4月15日学生にメールで配信)

#### 11. 夢が丘たより【その2】4月15日(水) 発信者：学長 宛先：学生・院生・教職員 方法：メール

自宅学習が始まって1週間になります。元気になっていますか。

COVID-19という健康危機は、経済危機ももたらしています。予期せぬ経済的危機に直面されている場合は、奨学金等について電話、メールで教務学生課に相談してください。

感染は感染看護学という分野があるくらい、看護学の中で重要な概念です。感染は感染源・感染経路・宿主という3つの要素から成り立ちます。COVID-19の場合、感染源は新型コロナウイルスであり、ウイルスを持っている人です。感染経路は、新型コロナウイルスとの接触、ウイルスを持っている人の飛沫(くしゃみ、咳、会話の際に飛び散る)からです。宿主は新型コロナウイルスをもらう人です。飛沫の中のウイルスや、どこかに付いているウイルスが、宿主の口や鼻、

目から中に入ると、感染がおこります。(外出時、眼鏡も予防策になりますよ。) ウイルスが体に入っても、症状が出ない人(これが不顕性感染)、軽症でおさまる人、重症化する人がいますが、これは先回話したように、宿主の体力、免疫力、レセプターの状況が違うからです。

感染の3要素から、予防策は感染源を撲滅する、感染経路を絶つ、宿主に免疫をつける、です。COVID-19は、ウイルスは世界中に広まっていて、撲滅はもはやできません。ワクチンがないので免疫をつけられません。なので、今唯一できるのは感染経路を絶つこと。出校停止もその一つです。

感染経路を絶つに関して、「清潔・不潔」という大事な概念があります。「清潔とみなす」「不潔とみなす」という医療界独特の考え方です。ニュースで、医療者が帽子、ゴーグル、マスク、手袋、ガウン等をつけているのを見ているでしょう。防護服は医療者を清潔、病者を不潔とみなし、医療者を守るためのものです。病室に入る前、防護服は清潔ですが、病室を出たときは不潔とみなされます。不潔という言葉に人を使うのは違和感がありますが、医療界の共通認識として、この機会によく理解してください。

## 12. 夢が丘たより〔その3〕4月17日(金) 発信者：学長宛先：学生・院生・教職員 方法：メール

矢継ぎ早にお便りします。今回は菱沼からですが、次回からリレー式にしますのでよろしく。

感染症の脅威にさらされている、この未曾有の経験は、皆さんにとっても、われわれ教職員にとっても、できれば避けたかった、と思います。しかし遭遇したからには、この経験を様々な角度からみて、学びに活かしましょう。

前回、清潔・不潔のことを書きました。医療の現場では、常にこれを意識して行動します。院生と上級生は既にマスターしているとは思いますが、全員がこの概念を使えるようにしてください。どこを清潔とみなすか、どこを不潔とみなすかの区別をつけ、両者を明確に分けた行動ができることが必要です。例えば、滅菌手袋をはめるとき、滅菌されている手袋の表面が清潔で、はめる手は不潔です。不潔な手で、清潔な手袋の表面を触ってはいけません。作業を終えたら、手袋の表面は不潔になり、手は清潔とみなされます。手袋を

脱ぐとき、手袋の表面を素手で触ってはいけません。同じ手が、不潔とみなされたり、清潔とみなされたり、変化するのです。

この清潔・不潔を区別し、マスクをはじめとした防護のため道具を使う技術を用いれば、感染症の病者の看護は、安全にできるのです。今、医療者は最も感染の脅威にさらされています。そして、防護の道具の不足が心配されています。皆さんは学生の中に、正確な方法で防護服等の扱いができるようになって欲しいと思います。

技術の習得は、考えながら手を動かす、体を動かすところから始まります。繰り返すうちに、考えなくても手や体が動くようになります。ただし、間違った方法を身につけてしまうと、これを修正するのは大変です。しかもその間違いが、感染など生命にかかわることにつながるのが、看護です。なので、最初に勉強する時、原理原則を考えて、正しい方法を理解して、練習を始めてください。

## 13. 4月21日(火) 発信者：リスク管理委員会 宛先：教職員 方法：メール

非常時の教育体制の中、2週間が経過しました。

皆さまお疲れさまです。幸いなことにこれまで、感染者の報告はありません。

本日開催のリスク管理委員会から、下記の2点について、お知らせします。

1) 昨日「三重県緊急事態措置」が発表されました。大学は休業要請を受けていますが、同時に、人との接触機会の一層の低減と学習機会の確保の両立とに協力をせよとも言われています。

これを受けて、教職員には、授業は継続しつつ、最低限の出校にとどめていただくよう、改めて通知いたします。出校した場合は、感染防止のため3密を避け、マスク手洗いの励行をより一層心がけてください。会議につきましては、メール会議またはWeb会議を原則とし、不急のものは休会としてください。

2) 厚生労働省から2件協力依頼が来ています。

一つは都道府県と相談連携の上、看護活動(接触者外来の健康相談、感染者受け入れ機関での看護業務、健康相談業務等)に協力をしてほしい。もう一つは、地域病院と相談の上、感染防護具等の物資提供です。(看護系大学協議会のホームページからご覧ください。)



三重県から現在のところ要請はありませんが、現在、地域交流センターで電話相談開設の準備に取り掛かっています。今後軽症者の宿泊所での看護活動への協力要請（複数の他県で始まっています）を視野に入れて、学内で準備を始めておくべきと思います。そこで、この件に関心がある方は、菱沼までご連絡くださるよう、お願いします。

以上です。

**14. 4月28日（火） 発信者：リスク管理委員会 宛先：学生・院生・教職員 方法：メール**

リスク管理委員会より、お知らせします。

これまでのところ、本学で新型コロナウイルス感染症の罹患の報告はありません。今後とも各自で、感染防止にはくれぐれも気を付けて、過ごしてください。

5月6日までの国の緊急事態宣言ならびに三重県緊急事態措置につて、現在のところ、継続か解除かについて、発表されていません。連休中に発表があると思いますので、本学の対応を、あらかじめお知らせします。

5月6日時点で解除された場合は、その後1週間以上の余裕をもって、登校開始日を設定します。また段階的に登校を開始することもありますので、本学からの連絡を待ってください。（5月7日から登校開始ということはありません。）

5月6日時点で継続が決定された場合は、登校停止も継続します。授業についても、これまで同様に継続しますが、オンラインでの授業等を、これまでより充実させる予定です。連休明けに、各科目から課題の提示がありますので、学習を続けてください。

予定が立たない、行く先不透明な状況が続きます。

世界規模での災害下にあると思っています。

どうぞ、心身の安全安寧を図って、有意義に連休をStay Homeで、お過ごしください。自分をリラックスさせる技を見つけてください。

なお本学では、地域交流センターで、5月7日から「みかん大子育て応援ダイヤル」、「みかん大高齢者支援ダイヤル」による電話相談を始める予定です。看護大として、地域での役割を果たしていきたいと思っています。

知恵を出し合って、できることをやっていきましょう。

**15. 5月7日（木） 発信者：リスク管理委員会 宛先：学生・院生・教職員 方法：メール**

リスク管理委員会より、お知らせします。

連休が明けましたが、本学で新型コロナウイルス感染症の罹患の報告はありません。今後とも各自で、感染防止をはかり、くれぐれも気を付けて過ごしてください。

既にご承知のように、5月6日までの国の緊急事態宣言ならびに三重県緊急事態措置は、継続となりました。つきましては、本学の登校停止を5月31日まで継続し、課題およびオンラインによる授業を続けます。（オンライン授業に向けた環境調査に協力をありがとうございました。）

なお現在、今月14日、21日に新たな見解が発表されると報道されていますが、14日、21日に国の緊急事態宣言ならびに三重県緊急事態措置が解除された場合は、6月1日から段階的に学生の分散登校を開始します。5月末に解除された場合は、6月8日から分散登校を開始します。解除されなかった場合は、登校停止を継続します。従いまして、現在の授業形態を5月一杯まで継続します。

登校開始の目途が立ちましたら、改めて詳細をお知らせします。

相手が目に見えないウイルスなので、誰もが先行きが見通せない不安定な状況です。本学のみならず、全世界がCOVID-19災害のただなかにあります。その時その時の状況に応じて、計画を変えていく力、柔軟に考えて向き合う力が、皆に求められています。不安や焦りにつぶされないよう、それぞれに大事に過ごしてください。

本学では、夢が丘のキャンパスに学生が集い、学生同士また教職員との相互作用の中で、学び、笑い、時に怒り、語るう時間を持つことに、意義があると考えています。6月に、その時が来ることを願っています。

**16. 5月16日（土） 発信者：リスク管理委員会 宛先：学生・院生・教職員 方法：メール**

リスク管理委員会からのお知らせです。

新型コロナウイルス感染症に関し、三重県は5月14日に国の緊急事態宣言の対象区域指定を解除されました。これを受けて、5月15日に三重県の緊急事態措置も解除されました。

そこで本学は、6月1日より、登校による対面授業を徐々に開始することとします。なお緊急事態宣言が解除されていない区域もありますので、該当する区域の学生に対しては、別途対応を検討しています。

2週間は分散登校とし、10時始まりを予定しています。

第1週は4年生、第2週は3～1年生（曜日、午前午後交代制）を予定しています。

第3週から全学年で、2限開始を原則とする時間割を計画しています。

詳細については、教務学生課よりお知らせします。

院生の授業の方法については、教員と相談して決めてください。

大学への登校に当たっては、健康面、感染防御面について、十分注意をしてください。新型コロナウイルスがいなくなったわけではありませんので、学内においても感染防御に努め、クラスター発生が生じないように、気を付けていきましょう。健康管理室からも、お知らせが届きますので、これまでと同様に、各自、体調管理を行ってください。

新型コロナウイルス感染症については、状況が変化します。今後、上記の予定に変更が生じる場合もありますので、その点はご了承ください。

皆さんと元気にお目にかかれることを、楽しみにしています。

5月一杯、学年によっては6月当初も、現行の学習スタイルは続きます。出来れば避けられたかと思う今の体験を、大切なことは何なのかを見直す機会にして、学科の勉強だけでなく、人生の学びを深める日々としてください。

## 17. 5月16日(土) 発信者:教務学生課 宛先:教職員 方法:メール

＜出校停止解除に向けた授業等の対応について＞

### 1. 出校停止継続中のオンライン授業の充実

1) 大学院棟3F講義室をオンライン授業用とし、使用希望教員は教務学生課に連絡の上、調整する。研究棟の各研究室および空き研究室等におけるオンライン授業も継続して行う。

2) 出校停止解除後の対面授業での補講は原則行わないが、希望する場合は教務委員会で検討するため、教務学生課に申し出る。

3) 定期試験は教務日程通り実施する予定であるため、試験の受験資格について、出校停止期間中の出席の取り扱い（課題提出を出席に見なすなど）を科目責任者の裁量で判断し、学生に不利益がないよう配慮の上、出校停止解除までに学生に周知する。

4) 出校停止に伴うシラバスの変更点は、出校停止解除までに、成績評価方法を含め、科目責任者から学生に周知する。教務学生課への変更シラバスの提出は、4月に周知した通り9月末までを期限とする。

## 2. 分散登校について

1) 分散登校時は原則、1限の開始時間を10時とする（時間割は本稿では省略）

2) 1週目（6月1～5日）：4年生のみ登校し看護総合実習（3週目）を実施する。1～3年生は課題提示・オンライン授業を継続する。

3) 2週目（6月8～12日）：1～3年生のみ分散登校し、4年生は助産選択学生のみ登校できることとする。ただし、この期間は大学で昼食をとらないようにするため、学生は半日単位で1学年のみ登校する。この期間の時間割は通常授業とは異なり、演習・実技科目等を優先的に実施し、その他の科目は課題提示やオンライン授業を継続する。なお、学生が分散登校している期間はオンライン授業を行わないよう、また課題が過重にならないよう注意する。

\*分散登校2週目は、4年生は自宅学習としていただきますので、卒業研究の指導や面談等で登校することがないようにしてください

## 3. 通常授業の再開について

1) 3週目（6月15日以降）から通常授業を再開する。ただし、公共交通機関の混雑を避けるため、1限は非常勤講師の授業以外は実施せず、原則2～5限で授業を行う。

\*時間割を一部変更しているため、修正した前期時間割表をメール添付でお送りします。ただし、分散登校の状況や社会情勢等をふまえて再考する可能性がありますので、学生には時間割はまだ提示せず、今後の方向性のみ周知します

2) 授業開始時間の変更に伴い、津駅からの臨時バス2本を10時台に変更する（調整中）。

3) 食堂と売店は通常授業開始に伴い営業を再開する

が、食堂はテイクアウトのみの販売とし、食堂・学生ホールの使用は当面、禁止する。学生は、2限（水曜日の2年生のみ1限）の授業を受講した席で昼食をとるよう指導する。ただし、2限の授業が講堂の場合は、中講義室1（Aクラス）、中講義室2（Bクラス）を使用し、1机2名掛けで食事をとる。

#### 4. 分散登校および通常授業再開に共通する留意点

1) 学内はマスク着用とする。その他の感染予防対策は、健康管理室から配布するチラシに記載する。

2) 毎朝、最初の授業（1限もしくは2限）前に、登校前の体温を学生に確認する。未測定 of 学生は、非接触型体温計で測定する。

\*看護系教員が複数で担当する科目は教員で、それ以外の科目は教務学生課職員が一緒に行きます。（非接触型体温計は基礎看護学の物品を借用）

3) 教室は大講義室・多目的講義室・講堂を使用し、各教室における学生の接触を避けるため、3名掛け機の中央には、着席しないよう×印をつけておく。中央の椅子は荷物置きとして使用する。

4) グループワークを行う際は実習室5を使用する。看護系の演習は、実習室5以外の実習室を使用するため、教員間で調整を行う。

\*グループワークや演習を行う際には、学生同士が密に接触しないよう工夫し、実施前・中・後とも、感染防止対策を行ってください。

### 18. 5月16日（土） 発信者：教務学生課 宛先：学生 方法：メール

＜出校停止解除後の授業等の対応について＞

1. 分散登校について（4年生：6月1日～の週、1～3年生：6月8日～の週）

1) 分散登校は原則、1限の開始時間を10時とします（時間割表は本稿では省略）。参授業および実習時間終了後は、すみやかに帰宅してください。なお、図書館は利用できますので、貸出・返却等、滞在時間をできるだけ短くして活用してください。

2) 1週目（6月1～5日）：4年生のみ登校し、看護総合実習（3週目）を行います。1～3年生は課題・オンライン授業を継続します。分散登校中は売店・食堂は営業していませんので、昼食を持参してください。昼食は、中講義室やグループワークの教室（実習室を除

く）を利用し、必ず1機の両端に1名ずつ、2名掛けで食事をとってください。

3) 2週目（6月8～12日）：1～3年生は分散して登校し、4年生は助産選択学生のみ登校します。

・時間割は通常授業とは異なり、演習や実技科目等を優先的に実施します。それ以外の科目は、課題やオンライン授業を継続しますので、教員の指示に従ってください。

・この期間は大学で昼食をとることができませんので、午前に登校する学生（1限10時開始～2限13時10分終了）は帰宅後に食事を取り、午後に登校する学生（1限13時40分開始～4限16時50分終了）は登校前に食事を済ませてきてください。

#### 2. 通常授業の再開について（6月15日～）

1) 3週目（6月15日以降）は、通常授業を再開する予定です。ただし、公共交通機関の混雑を避けるため、1限は非常勤講師の授業以外は実施せず、原則2～5限で授業を実施する予定です。それに伴い前期時間割も一部変更しますが、今後の分散登校等の状況をみて検討した上で、改めて連絡します。

2) 食堂と売店は通常授業開始時から営業しますが、食堂はテイクアウトの販売のみとなります。足元にテープを貼っていますので、購入する際はそれに従い、前後の距離をとってください。

3) 昼食は、2限（水曜日の2年生のみ1限）の教室の受講した席でとってください。ただし、2限の授業が講堂の場合は、中講義室1（Aクラス）、中講義室2（Bクラス）を使用し、必ず1機の両端に1名ずつ、2名掛けで食事をとってください。昼食時はマスクを外しているため感染リスクが高まります。会話を控え、速やかにとってください。

#### 3. 分散登校および通常授業再開に共通する留意点

1) 定期試験は学生便覧p10に記載の通り、7月28日（火）～8月4日（火）間に行う予定です。ただし、成績評価方法を変更した科目については、それぞれの担当教員より変更したシラバスが提示されますので確認してください。

2) 登校前には必ず体温を測定し、発熱時は登校せず、大学（教務学生課059-233-5602）に連絡し、自宅で安静にしてください。その他、感染予防対策や発

熱時の対応等については、健康管理室から後日メール送信するチラシに記載していますので、必ずよく読み、看護学生として責任ある行動をとってください。

3) 公共交通機関利用時および学内では、必ずマスクを着用してください。手作りマスクでも結構です。公共交通機関の利用をなるべく分散するため、乗車時間等を検討してください。また、登下校においても会話を控え、密にならないよう距離をとってください。

4) 大学入口および教室前に消毒液を設置しますので、入る際には必ず手指消毒を行ってください。

5) 毎朝、最初の授業（1・2限）の教室に入る前に、登校前の体温を確認します。測定していない場合は教室に入れませんので、4月のオリエンテーション時と同様に、非接触型体温計で測定します。

6) 教室は主に、大講義室・多目的講義室・講堂を使用します。授業中以外の休憩時間においても、学生同士が密に接触することがないように、お互いに声を掛け合い、くれぐれも注意して行動してください。

7) 各教室で机の上に×印がついている所は着席してはいけません。椅子を引き寄せたり、動かさないでください。空いている椅子は荷物置きとして使用してください。

8) 食堂の食事スペースと学生ホールの使用は、終日禁止します。コピー機、電子レンジ、自動販売機等、学生ホールに設置している機器の使用は可能ですが、学生同士が密に接触することがないように注意して利用してください。

9) 更衣室を利用する際は、学生同士が密に接触しないよう、自分のロッカーの2 m（互いに手を伸ばして届く範囲）内に人がいないことを確認してから順番入室してください。

## 19. 5月28日（木） 発信者：学長 宛先：保護者

### 方法：ホームページ

新型コロナウイルス感染症により、4月7日より学生・院生の登校を停止していましたが、6月1日より登校停止を解除することといたしました。

5月16日付けで学生・院生へ連絡した通りに、6月第1週は4年生のみ、第2週は、1～3年生の分散登校とし、第3週より全学生の登校といたします。ただし公共交通機関の混雑を避けるため、分散登校期間中は10時20分開始、3週以降は2限（10時40分開始）か

らに時間割を変更いたします。

毎朝、体温を測定し、マスクを着用してくること、登校時には入り口での手指消毒、体温報告を行うこと、教室は間をあけて着席すること、昼食も食堂やラウンジではなく、間をあけて着席できる教室を使うことといたします。また、グループワークなど接近する場合に備え、フェイスシールドを学生に配布の予定です。「感染しない・感染させない」を優先し、もし熱がある、風邪症状がある等、体調に異変がある場合は、登校しないよう保護者の皆さまからもお話しいただくよう、お願いします。

これまでの登校停止期間中も、学生は課題やWeb配信等を通して、各自で学習を続けてきました。学生の勉学に際し、ご家庭でさまざまにご協力いただきましたことに、御礼申し上げます。誠にありがとうございます。お陰様で前期の科目については、すべて遅れることなく学習が可能と考えております。登校開始後は、各自の学習成果を確認しつつ、学びを進めて欲しいと思っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、今後も学習形態を変更せざるを得ない可能性もございます。その折には、またご協力いただくことと思っておりますので、よろしく願いたします。

今回、学生を含め私たち皆が、新型コロナウイルス感染症に始まった新しい体験をいたしました。看護職を目指す学生にとっては、感染症や災害時における看護を学ぶ機会になり、また日々の生活を見直す機会となったと思います。教職員一同も、試行錯誤しながら教育の継続を第一にして参りましたが、行き届かない点もあったかと存じます。今後に向けまして、お気付きのことがありましたら、是非お聞かせください。

保護者の皆さまにおかれましても、どうぞお気を付けてお過ごしください。

以下、学生周知用（掲示・配信等）

## 新型コロナウイルス感染症の予防について

世界各地で新型コロナウイルスの感染が拡大しています。新型コロナウイルスは、不明の部分が多いですが、今わかっていることと、そして、さらなる感染拡大を防止するために、学生一人ひとりが行うべきことをお知らせします。  
一人ひとりが自覚をもって、感染予防に努めましょう。

### 新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。  
感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。

### 毎日、自分で健康チェックをすること！

- 学生全員が、毎日、体温測定をして記録してください。（記録用紙は自由）
- 発熱や咳などの風邪症状が見られる時は、登校せず、自宅で休養してください。

### こんな時は受診すること！

次の症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、受診してください。  
○風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く  
○強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

- \* 高齢者や基礎疾患がある方は、上の症状が2日程度続く場合に相談。
- \* 帰国者・接触者相談センターは、居住地の保健所で対応しています。

### 受診時に気をつけることは・・・

- 受診する場合は、医療機関に電話をして、受診する時間等を確認してから受診してください。（毎日の発熱記録を持参、マスク着用のこと）
- 「帰国者・接触者相談センター」はインターネットで調べるか、健康管理室にお問合せください。
- 受診した場合は、必ず、その結果を教務学生課に連絡してください。病気が診断されたら、「診断書」を教務学生課に提出すること。

### 新型コロナウイルス感染症の感染経路は・・・

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻、目を触ると粘膜から感染します。

対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離でおおよそ2mとされています）が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、感染リスクが高まります。

### 日常生活で気をつけることは・・・

- <手洗いとアルコール消毒の徹底>
- 外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などに、こまめに石けんで手洗いをしてください。
- ハンカチで手を拭いた後、アルコール消毒をしてください。

### <咳エチケットを守る>

- 咳などの症状がある学生は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットをおこなってください。

\* 「咳エチケット」とは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ・袖・肘の内側等を使って、口や鼻をおさえること。

### 感染拡大を防ぐために・・・

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生しています。国内での感染の拡大を最小限に抑えるために、小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことを防止することが重要です。

スポーツジム、屋型舟、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

### 登下校時および学内で気をつけることは・・・

- 公共交通機関を利用する場合はマスクを着用し、車内での会話を慎んでください。（特に、混雑しているバス内では、不要な会話は控えてください。）
- 学内や教室に入る前に、手指消毒をしてください。
- 換気をよくするために、休憩時間は全ての窓・ドアを開けて空気を入れ替えてください。（寒暖差に対応できるように衣服で調整してください。）
- 風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話をする環境は、感染リスクが高まります。ある程度の距離を保ってお話しましょう。
- 不要・不急の外出は控えてください。

健康面で心配な方は、健康管理室に来てください。